報

平成十八年六月二十三日○農林水産省令第五十八号)へのように定めた行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の農林水産省令第五十八号

七十三号)の一部を次のように改正する。 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 農林水産大臣 中川 昭一

「、第三十六及び第四十八」に改め、同表の付表別表二の二の項植物の欄中「及び第三十六」を

この省令は、公布の日から施行する。附 則